

# 医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行っております。それに伴い2024年6月より医療情報取得加算を算定しています。

- 別紙問診票のご記入をお願いいたします。
- 当院宛の紹介状をお持ちの方は、問診票ご記入後、一緒にご提示をお願いいたします。
- マイナンバーカードで認証いただくことで、下記情報が利用可能になります。

- 健康保険証の資格の有無
- 高額療養費制度の負担区分
- 他院を含めた受診歴
- 投薬履歴
- 特定検診情報

◆ 認証端末で患者様の同意をいただいた場合

☆ 上記情報について当院で閲覧が可能になり、診療に活用できます。

◆ 利用について同意が頂けない場合

☆ お手数ですが別紙問診票にご記入をお願いいたします。

- マイナンバーカードの利用による初診時の点数の違いは下記の通りです。

- マイナンバーカードを利用する場合 1点
- マイナンバーカードを利用しない場合 3点

- マイナンバーカードの利用による再診時の点数の違いは下記の通りです。

- マイナンバーカードを利用する場合 1点
- マイナンバーカードを利用しない場合 2点

注：マイナンバーカードを利用しない場合とはマイナンバーカードの持参なし、マイナンバーカード用いた診療情報等の取得に同意しなかった場合です。



社会福祉法人 親善福祉協会  
国際親善総合病院

令和6年6月1日